

環境厚生常任委員会委員長報告

(H 2 7 . 3 . 2 5)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第２号議案 平成２７年度亀岡市国民健康保険事業特別会計予算であります。国民健康保険被保険者の疾病等に関して必要な保険給付を行うための経費として、療養給付費、高額療養費が主な内容であります。

採決に先立ち、被保険者の約８０％が、年収２００万円までの低所得者層であり、更なる値上げにより、一層苦しい状況になるとの反対討論が、また、賛成討論として、保険は支え合いの制度であること、大切な保険制度を維持していくためには保険料値上げを含めて改正が必要であること、反対の思いは理解できるが、国の社会保障制度の課題を亀岡市が独自にカバーするような方策を示すのは困難であり、やむを得ないとの意見がありました。

採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第４号議案 平成２７年度亀岡市休日診療事業特別会計予算であります。休日急病患者に対する診療事業を行う経費であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第６号議案 平成２７年度亀岡市介護保険事業特別会計予算であります。介護サービス給付事業及び介護予防事業を行うための経費が主なものであります。採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第７号議案 平成２７年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。後期高齢者医療制度に伴う事業を行うための後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第１２号議案 平成２７年度病院事業会計予算であります。医業費用が主な内容であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５１号議案 亀岡市特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の保育料に関する条例の制定については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５３号議案 亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、平成２７年度から平成２９年度までの第６期介護保険事業計画の実施に伴い、介護保険料を改定しようとするものであります。

採決に先立ち、１２段階区分に分かれている保険料のうち、低所得者層区分でも値上げとなる一方で、合計所得金額８００万円以上の区分では上限に達して保険料が変わらないことについて不合理であるとの反対討論が、また、賛成討論として反対の思いは理解できるが、国の社会保障制度の課題を亀岡市が独自にカバーするような方策を示すのは困難であり、やむを得ないとの意見がありました。

採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５４号議案 亀岡市地域包括支援センターにおけ

る包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定について、第５５号議案 亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、それぞれ地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、条例委任された事項について関係する条例を制定するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５６号議案 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、第５７号議案 亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、それぞれ地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律における介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、関係する条例を改めるものであります。

採決に先立ち、反対討論として、事業所の職員は24時間体制で勤務しており、労働条件の過重につながるとの指摘がありました。

採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第79号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額における限度額をそれぞれ改めるとともに、保険料を減額する基準のうち、5割軽減基準及び2割軽減基準の軽減対象となる所得基準額を引き上げようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

老人医療費支給条例の一部改正に賛成

京都府における老人医療助成制度の見直しに伴い、医療助成の対象者を65歳以上70歳未満の者で所得税非課税世帯に属するものとする事、また医療費の自己負担割合を原則2割負担に変更しようとするもの。

制度が創設された昭和45年と現在を比べると、高額療養費制度の充実など、状況は変化しており、持続可能で安定的な制度として維持していく観点から見直しを行うもの。

賛成討論

有意義な助成であったが、国の制度にどこまで地方自治体の上乗せできるかについては、他の制度が充実して来たことも勘案して判断すべきである。

反対討論

年金引き下げや消費税増税で、高齢者が暮らしにくいなか、追い打ちをかける福祉制度の後退である。

介護保険条例の一部改正に賛成

平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画の実施に伴い、介護保険料を改定しようとするもの。

国の所得段階区分を基本に、被保険者の負担能力に応じて12段階の保険料を設定しており、改定後の基準額は、月額5,196円、年間62,352円であり、現行と比較して月額62円、年額744円の増額。

主な質疑

(問・議員、答・担当部課長)

問 改定により保険料が値上げされるのか。

答 基準額は値上げとなるが、国の所得段階区分を基本にして本市の所得段階区分を改定しているため、12段階のうち下がる所得段階区分も一部ある。